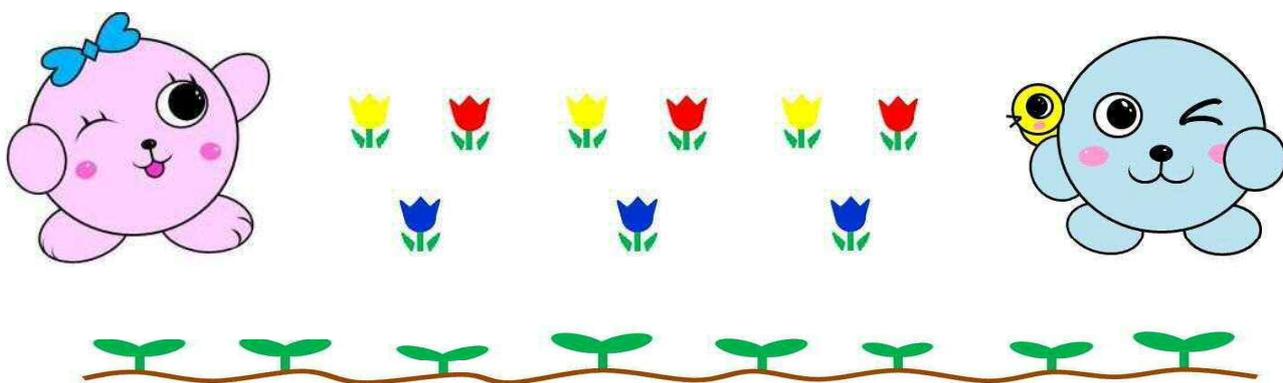


放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準（案） についての意見募集

【意見募集期間 平成26年10月3日(金)～同月16日(木)】

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図る事業です。

多賀城市では、現在、市が設置した「留守家庭児童学級」のみが運営されています



多賀城市 保健福祉部
こども福祉課・保育係

子ども・子育て支援新制度に係る 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案） についての御意見を募集しています

平成27年4月から、子ども・子育て支援に関する新しい制度（以下「支援新制度」といいます。）が、本格的に実施される予定です。

支援新制度の実施に伴い、放課後児童健全育成事業に関してこれまで国のガイドラインにより定められていた基準が、国の省令を参考に市町村が地域の実情に応じて、条例で定めることとなりました。

多賀城市も、支援新制度の実施に向け、基準を定める準備を進めております。

この基準は、お子さんの命を預かる児童福祉関連施設に関する最低基準となりますことから、その重要性に鑑み、今回、みなさまから御意見を募集するものです。

策定の参考といたしますので、御意見をお聞かせください。

1 意見の募集期間

平成26年10月3日（金）～同月16日（金）17時

（郵送は、16日必着です。）

2 意見の提出方法及び提出先

次の提出先へ、郵便・ファクス・電子メールにより意見書を送付するか、直接持参してください。
電子メールで送付した場合には、電話での受信確認をお願いします。

課名	多賀城市 保健福祉部 こども福祉課
住所	〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号
電話	022（368）1141
ファクス	022（368）1747
電子メール	kodomo@city.tagajo.miyagi.jp

3 意見の提出に際しての留意事項

■ 意見を提出できるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ・市内小学校に通学する又は通学する予定のお子さんをお持ちの方
- ・市内に住所を有する方（法人その他の団体を含みません。）
- ・市内に居住している方（法人その他の団体を含みません。）
- ・意見募集の対象となっている案件に利害関係のある方（法人その他の団体を含みます。対象施設・事業を運営する予定の方を含みます。市内外を問いません。）

■ 意見提出に当たっては、住所、氏名（法人などの団体の場合は、所在地、団体名及び代表者氏名）、電話番号・ファクス番号・電子メールアドレス等の連絡先を必ず記載してください。住所や所在地が市外の場合は、市内の小学校の名称、事業所の名称等を記載してください。

また、今回の意見募集の対象となっている案件について利害関係を有している場合には、どのような利害関係があるのかを記載してください。これらの事項が記載されていない場合は、受付できません。

電話番号・ファクス番号・電子メールアドレス等の連絡先については、いただいた意見の内容について問合せをする場合に利用いたします。

様式は問いませんが、意見提出用紙（別紙様式）を利用していただくと便利です。

なお、今回の意見募集は、案件に対する具体的な御意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。

■ 提出いただいた御意見の取扱い

提出いただいた御意見は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する市の考えとともに後日公表いたします。

個々の御意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。意見募集結果の公表の際には、住所、氏名等の御意見の内容以外は公表いたしません。

次に示す御意見を募集する範囲外についての御意見については、参考意見として頂戴をし、これに対する市の考えは、回答・公表を行いません。

「2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関する多賀城市の案」

「3 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」と多賀城市の基準案との比較概要」

※今回の意見公募は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に対する意見公募です。今後の留守家庭児童学級に関する方針などについては、現在検討中の事項であり、多賀城市留守家庭児童学級条例の改正などによって明らかとなりますが、今回の意見公募の対象とはいたしません。これらについて、御意見を頂戴した際には、参考意見として取り扱わせていただきますので、御理解をお願いいたします。

～ 資 料 の 目 次 ～

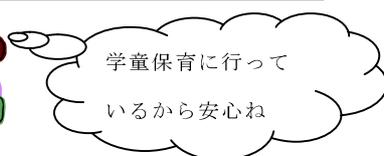
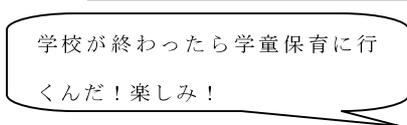
内容	掲載ページ
1 放課後児童健全育成事業の概要及び支援新制度の影響 放課後児童健全育成事業の概要と当該事業への支援新制度の影響について説明しています。	1
2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関する多賀城市の案 児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、多賀城市が定める放課後児童健全育成事業の基準の案について説明しています。 【この項目で説明する案について、意見を募集しています。】	3
3 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)」と多賀城市の基準案との比較概要 省令と市の基準案とを比較した参考資料です。 【この項目で説明する案について、意見を募集しています。】	6
● 意見提出用紙 御意見を提出する際に、御利用ください。 書式については、必要事項が記載してあれば、任意の書式でもかまいません。	10

1 放課後児童健全育成事業の概要及び支援新制度の影響

1 放課後健全育成事業の概要について

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図る事業です。保護者の子育て支援（児童福祉）と児童の放課後の居場所作り（学校教育・生涯学習）との2つの側面を併せ持っており、「学童保育」と呼ばれることもあります。

多賀城市では、現在、市が設置した「留守家庭児童学級」のみが運営されていますが、他市町村では、幼稚園など自治体以外の主体が事業を行っているところも多いため、「放課後児童健全育成事業」≡「留守家庭児童学級」という関係になります。



2 支援新制度の主な影響について

支援新制度に関する児童福祉法の改正により、その対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へと拡大されました。市町村は、平成31年度までに待機児童ゼロを目指し、市町村で策定する子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じ、受け入れ先の確保等の対応を行うこととなります。

また、これまで国のガイドラインにおいて規定されていた事業の実施における設備及び運営の基準について、市町村が条例で定めることが規定されました。

【支援新制度への移行による主な変更点】

	現行制度	支援新制度
対象できる児童	小学3年生まで	小学6年生まで（※）
職員の資格	「児童厚生員（児童館の職員）」	「放課後児童支援員」資格新設
人員 施設及び運営の基準	国のガイドラインで規定	条例で規定
定員	40名が望ましい。 やむを得ない場合は70名	おおむね40名
待機児童	—	平成31年度までにゼロを目指す。

※全事業所が対象児童を小学6年生までとする必要はありません。

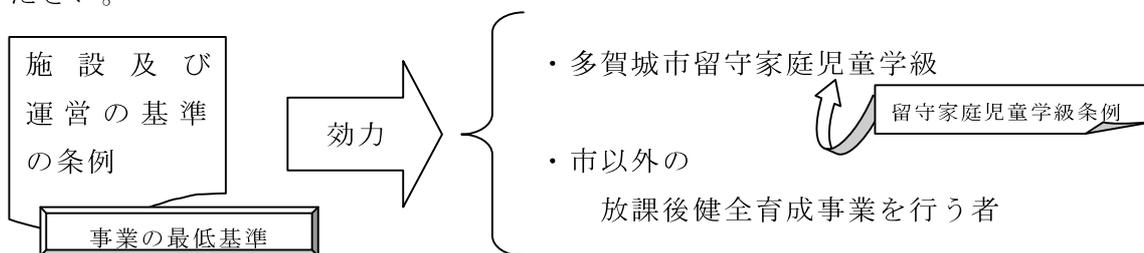
3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

支援新制度施行に伴い、各市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、条例で定める必要があります。

放課後児童健全育成事業を行う者は、事業の設備及び運営の基準を遵守しなければなりません。

放課後児童健全育成事業を行う者は自治体に限りませんので、この基準は、現在運営している市の「留守家庭児童学級」のみでなく、今後設置される市以外の事業者に対してもその効力が及ぶこととなります。

そのため、この基準は、留守家庭児童学級における実際の設備・運営を明文化するものではなく、あくまで当該事業の最低基準を明らかにするものであることを御理解ください。



この基準については、各市町村が、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」に記載の内容を、同省令において定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に応じ、従い、又は参酌し、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づいて条例で定めることとなっています。

【基準の区分】

	従うべき基準	参酌すべき基準
法的な効果	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければなりません。	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければなりません。
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許されます。 <u>(上乘せのみ可能)</u>	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許されます。 <u>(上乘せも緩和も可能)</u>
基準の対象となる事項	・放課後児童健全育成事業に従事者及びその員数	左記以外の事項

これ以降が、意見募集となります。

2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関する 多賀城市の案

本市の基準案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」といいます。）に準じた規定とすることを基本としつつ、多賀城市の地域性等の事情を踏まえ、独自基準についても定めることとします。

(1) 省令に準じる内容

一般原則、設備の基準、職員（人数、資格）、開設時間及び日数等

(2) 独自基準の規定内容

ア 暴力団の排除

【市独自基準を設定する理由】

平成25年1月1日施行の「多賀城市暴力団排除条例」を受けて、暴力団の排除規定を設け、保護者が安心して預けられる環境を整備します。

※◎義務

項目	国省令	市条例
1 管理者等は、暴力団員でないこと。		◎
2 暴力団員等が、事業活動に支配的な影響力を持たないこと。		◎
3 法人の役員が、暴力団員でないこと。		◎

イ 非常災害対策

【市独自基準を設定する理由】

平成25年11月28日に行った「減災都市宣言」を受けて、災害による被害の軽減を目指し様々な災害に対応できる体制作り及び日頃の防災意識の高揚を図ります。

※◎義務 ○努力義務

項目	国省令	市条例
1 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。	○	◎
2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	○	◎

※◎義務 ○努力義務

項目	国省令	市条例
3 「2」の訓練のうち避難及び消火に対する訓練を定期的に行うこと。	◎	◎
4 非常災害に対する安全の確保等に関する計画（以下「措置計画」という。）を立てること。	○	○
5 措置計画及び連絡体制の定期的な従業者への周知		○
6 消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制の整備		○
7 非常災害に備えて、非常食、飲用水、日用品等の備蓄を行うこと。		○

ウ 職員の資質向上

【市独自基準を設定する理由】

人的資源が重要な事業であることから、放課後児童支援員の増加を目的とした研修機会の確保を義務付け、保護者が安心して預けられる環境を整備します。

※◎義務 ○努力義務

項目	国省令	市条例
1 従事する職員は、知識・技能の取得に努めなければならない。	○	○
2 事業を行う者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	◎	◎
3 事業を行う者は、補助者に対し、放課後児童支援員となるための研修の機会を確保しなければならない。		◎

エ 記録の保存

【市独自基準を設定する理由】

帳簿の保存年限を県補助金関連書類と同様の5年とし、適切な保存期間を確保します。

※◎義務

項目	国省令	市条例
1 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること。	◎	◎
2 上記帳簿の保存年限を5年とすること。		◎

(3) 施行期日

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）」の施行の日（未定。国からの通知では、平成27年4月1日を予定）

(4) 経過措置等

省令に規定の経過措置（放課後児童支援員の研修要件）に加え、次の内容を独自内容として、予定しています。

ア 人員配置について、人員確保の観点から、5年の間に限り、事業運営に支障を来たすなどやむを得ない事由がある場合には、補助員2名以上を置く事で足りるものとします（経過措置）。

（本則：放課後児童支援員は1学級当たり2人以上配置する。ただし、うち1人を除き、補助者に代えることができる。）

イ 面積要件について、既存の建物については、適用しません（既存建物の特例）。ただし、増改築をした場合は特例の対象外とします。また、5年の間に本則に定める面積要件とすることを事業者への努力義務とします。

（本則：児童1人当たりおおむね1.65㎡以上）

ウ 支援の単位について、5年の間に限り、入級希望者が多い現状を鑑み、既存の建物については、適用しません（既存建物の特例）。ただし、増改築をした場合は特例の対象外とします。

（本則：おおむね40人以下）

※経過措置について、5年の間としているのは、国が5年の間に対象学年拡大や待機児童ゼロとするように市町村は様々な準備を行うよう示しているためです。この準備期間については、一定程度緩和措置が必要となりうることから、独自の経過措置・特例を設けることとします。

3 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」と多賀城市の基準案との比較概要

項目	現在の国のガイドライン (現行の基準)	省令	多賀城市の基準案
従うべき基準	<p>放課後児童指導員を配置すること。</p> <p>「放課後児童指導員」とは、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士 ・ 社会福祉士 ・ 教諭免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校） ・ 高校卒業者であって、2年以上児童福祉事業（放課後児童健全育成事業含む。）に従事した者 ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修め卒業し、児童厚生施設設置者が適当と認めた者等 	<p>放課後児童支援員を置かなくてはならない。</p> <p>「放課後児童支援員」とは、次のいずれかに該当する者であって研修を受講したもの（研修受講について経過措置あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士 ・ 社会福祉士 ・ 教諭免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校） ・ 高校卒業者であって2年以上児童福祉事業（放課後児童健全育成事業含む。）に従事した者 ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修め卒業した者等 ・ 高校卒業者であって2年以上放課後児童健全育成事業に類する事業（放課後児童教室など）に従事した者であって市町村長が適当と認めたもの 	国の基準どおり
員数	<p>定められていない。</p> <p>（多賀城市留守家庭児童学級条例においては、2人以上配置の上、指導員1名当たり児童20名となるよう配置することとしている。指導員の資格の有無については、内部規程として、最低1人は資格ありとなるよう努めることとしていた。）</p>	<p>放課後児童支援員は1学級当たり2人以上配置する。ただし、うち1人を除き、補助者に代えることができる。</p> <p>※利用者が20人未満の場合であって、児童館併設の場合等の支障がないときは、放課後児童支援員1人で構わない。</p>	<p>国の基準どおり。ただし、経過措置を設ける。</p>

項目	現在の国のガイドライン (現行の基準)	省令	多賀城市の基準案
参酌すべき基準	対象となる要件 ①小学校1～3年に就学している児童 ②保護者が労働等により昼間家庭にいないこと。	対象となる要件 ①小学校に就学している児童 ②保護者が労働等により家庭にいないこと。	国の基準どおり。
	・人権配慮	・人権配慮 ・地域社会との連携 ・運営内容の説明責任 ・自己評価	国の基準どおり
	規定なし	規定なし	暴力団排除のため、次の場合全て該当することを義務付ける。 (1) 事業者が暴力団員でないこと。 (2) 暴力団員等が、事業活動に支配的な影響力を持たないこと。 (3) 事業者の役員が、暴力団員でないこと。
	規定なし	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。	別表1に係る内容を義務又は努力義務として規定
職員の資質向上	放課後児童指導員は、資質の向上に努めなければならない。 (事業者に対する義務は規定なし)	従事する職員は、知識・技能の取得に努めなければならない。 事業者は、従事する職員に対し、研修機会を確保しなければならない。	国の基準に加え、事業者に対して補助者が放課後児童支援員等となるよう研修受講を推奨することを義務として追加

項目	現在の国のガイドライン (現行の基準)	省令	多賀城市の基準案	
参酌すべき基準	施設・設備	・生活の場としての機能が十分に確保されるよう留意すること。 ・静養スペースを確保すること。	「遊び及び生活の場としての機能」及び「静養するための機能」を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設ける。	国の基準どおり
		生活するスペースについては、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。	専用区画の面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とする。	国の基準どおり。 ただし、経過措置を設ける。
		・児童のためのための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設けなくてはならない。 ・施設及び設備については、衛生及び安全が確保すること。	・専用区画、設備及び備品は、開所中は専ら放課後健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、支障がない場合には、この限りでない。 ・専用区画、設備及び備品は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	国の基準どおり
	支援の単位	おおむね40人程度が望ましく、最大70名までとする。	おおむね40人以下とする。	国の基準どおり。 ただし、経過措置を設ける。
	運営規程	規定なし	次の内容を運営規定として定めなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 開所している日及び時間 (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 (5) 利用定員 (6) 通常の事業の実施地域 (7) 事業の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他事業の運営に関する重要事項	国の基準どおり

項目	現在の国のガイドライン (現行の基準)	省令	多賀城市の基準案	
参酌すべき基準	備える帳簿	規定なし	職員の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	国の基準に加え、当該帳簿の保存年限を5年間とする。
	開所時間・開所日数	子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定する。	年間250日以上の開所、平日3時間以上(学校の休校日については1日8時間以上)の開所時間を原則とする。	国の基準どおり
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 平等取扱い原則 虐待禁止 衛生管理 秘密保持 苦情対応 保護者との連絡 関係機関との連携 事故発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> 平等取扱い原則 虐待禁止 衛生管理 秘密保持 苦情対応 保護者との連絡 関係機関との連携 事故発生時の対応 	国の基準どおり

別表 1

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。
- (2) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- (3) 非常災害に対する安全の確保等に関する計画を立てること。
- (4) 定期的な従業員への周知
- (5) 消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制の整備
- (6) 非常災害に備えて、非常食、飲用水、日用品等の備蓄を行うこと。

ここまでが、意見募集の範囲となります。

意見提出用紙

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）に対する意見

住所 <small>（団体の場合は所在地）</small>		氏名 <small>（団体の場合は団体名及び代表者氏名）</small>		
連絡先 <small>（□に✓を入れ、必要事項を記入してください。）</small>	□ 電 話：			
	□ ファクス：			
	□ 電子メール：			
市外の場合（□に✓を入れ、必要事項を記入してください。）				
<input type="checkbox"/> 市内の小学校に就学する又はする予定の児童の保護者である。 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="width: 150px; height: 40px; vertical-align: top;">小学校の名称：</td> </tr> </table>				小学校の名称：
小学校の名称：				
<input type="checkbox"/> 利害関係がある。				
案件について利害関係がある場合（□に✓を入れ、利害関係の内容を記入してください。）				
<input type="checkbox"/> 利害関係がある <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="width: 150px; height: 20px; vertical-align: top;">利害関係の内容：</td> </tr> </table>				利害関係の内容：
利害関係の内容：				
意見の内容				

【締め切り】 平成26年10月15日（水）必着
 【送付先】 〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号
 多賀城市 保健福祉部 こども福祉課 保育係
 【ファクス】 022-368-1747
 【電子メール】 kodomo@city.tagajo.miyagi.jp